



市からの連絡帳

6月は、市民税・都民税普通徴収第1期の納期です。
～納付には、便利な口座振替を～
◆納税課 田(☎042-460-9832)

届け出・税・年金

市民課土曜日窓口

土曜日に住民票の写しや印鑑証明の交付のほか、転出・転入手続きなどもできる「サタデーサービス」を行っています。
時・場 第1・3・5土曜日…保谷庁舎 第2・4土曜日…田無庁舎
いずれも午前9時～午後0時30分
※日によって庁舎が入れ替わりますのでご注意ください。
※内容によっては取り扱いできないものもありますので、事前にお問い合わせください。
◆市民課 田(☎042-460-9820) 田(☎042-438-4020)

家屋調査にご協力を

下記の期間中に新築・増改築などをした家屋は、平成26年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。
対 平成25年1月2日～平成26年1月1日の期間中に新築・増改築などをした家屋
□調査内容 市職員が対象家屋を訪問し、内装・外装(屋根・外壁・天井等)および住宅設備(風呂・トイレ等)を調査します。
□調査日時 家屋の所有者に事前に書面でお知らせし、都合の良い日時に伺います。書面が届きましたら、資産税課へご連絡ください。
◆資産税課 田(☎042-460-9830)

6月～10月の間、市役所ではクールビズを実施します。ご理解をお願いします。
◆職員課 田(☎042-460-9813)

浸水ゼロ・安全・快適！ 下水道 浸水対策強化月間 6月1日(土)～30日(日)

東京都下水道局では、雨期に向かう6月を浸水対策強化月間と定め、下水道施設の安全性の確保と都民の皆さんの防災意識の向上を図る取り組みを行っています。
※東京の雨が一目でわかる「東京アメッシュ」をインターネットで公開しています。
HP <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>
問 東京都水道局流域下水道本部 (☎042-527-4828)
◆下水道課 田(☎042-438-4059)

国民年金保険料がクレジットカードで納付できます

クレジットカードでの納付とは、国民年金保険料を定期的にクレジットカード会社が立て替え払いし、クレジットカード会社からカード会員の方に請求する方法です。カード会社への支払い回数は、1回払いのみで、過去の未払い分の保険料については利用できません。
保険料の納付方法は、毎月納付、6カ月前納および1年前納があります。
納付できる保険料は、「定額保険料」および「付加保険料込み定額保険料」となります(保険料の一部を免除されている場合は利用できません)。
クレジットカードでの納付を希望する場合は、「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」の提出が必要となりますので、年金事務所へお問い合わせください。
問 武蔵野年金事務所 (☎0422-56-1411)
◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

子育て

児童手当・児童育成手当の 現況届をお忘れなく！

6月1日現在、児童手当・児童育成手当(育成手当・障害手当)を受給している方に、「児童手当現況届」「児童育成手当現況届」の用紙を発送しますので、6月28日(金)までに必ず提出してください。
□提出方法 ①子育て支援課(田無庁舎1階)へ直接持参(郵送可) ②保谷庁舎総合窓口・出張所に設置してある専用の回収ポストへ投函
※記入漏れや添付書類漏れにご注意ください。
◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

くらし

わが家の耐震診断をしよう

市では、地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える問題に対する指導・助言などの無料相談を行っています。
時・場 6月15日(土)・保谷庁舎2階、7月13日(土)・田無庁舎5階

※時間はいずれも午前9時30分～午後0時30分のうち1人40分程度
対 ①市内にある一戸建て住宅、二世帯住宅、店舗兼用住宅で階数が地上2階建て以下の木造軸組み在来工法による住宅 ②自ら所有し居住している住宅 ③原則として新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅
定 各回8人(申込順)
申 電話で都市計画課へ
□相談員 西東京市・住みよい町をつくる会に所属する相談員
◆都市計画課 田(☎042-438-4051)

下水道使用料の減免申請を受け付け

対 世帯全員の市民税が非課税で、①身体障害者手帳(1・2級) ②愛の手帳(1・2度) ③精神障害者保健福祉手帳(1級)のいずれかの手帳をお持ちの方が同居している世帯
□必要なもの ①印鑑 ②対象の手帳 ③最近の水道・下水道料金の領収書、または「水道・下水道料金口座振替済みのお知らせ(検針票)」
申 下水道課(保谷庁舎5階)で申請用紙に必要事項を記入・押印し、提出。
※障害福祉課(田無庁舎1階)でも申請はできますが、内容については、下水道課へお問い合わせください。
□減免 申請受け付け後、次の検針分から基本料金を免除します。水道料金の減免はありません。
□代理人申請 対象の手帳をお持ちの方が窓口に来られない場合は、代理人が上記「必要なもの」のほか、委任状と代理人の確認ができるものを持参し、申請してください。
※生活保護法による生活扶助、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けているなどにより、既に下水道使用料の減免を受けている場合は、今回手続きをする必要はありません。
◆下水道課 田(☎042-438-4058)

廃棄物処理手数料の減免申請

減免対象者がいる世帯を対象者に、指定収集袋(ごみ袋)の配布申請を受け付けます。対象者が窓口に来られない場合は、代理の方が委任状などを持参のうえ、申請してください。

申請時に収集袋を配布しますので、持ち帰り用の袋を持参してください。
※市民税非課税の確認が必要な世帯は、当日配布できない場合があります。
※減免対象者などの詳細は、市報5月15日号・市HPをご覧ください。

日程

受付期間	受付場所
6月5日(火)～8日(土)	保谷庁舎1階
6月12日(火)～15日(土)	田無庁舎1階
6月18日(火)・19日(水)	保谷駅前公民館
6月20日(木)・21日(金)	芝久保公民館
6月25日(火)・26日(水)	柳沢公民館
6月27日(木)・28日(金)	ひばりが丘公民館

※受付時間は午前9時30分～午後7時(正午～午後1時を除く)

◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)

暴力団排除活動を推進しましょう

市民や事業者の皆さんが暴力団による不当な要求行為などを見た場合や知った場合は、市や警察にその情報を提供してください。

西東京市暴力団排除条例(平成25年12月1日施行)の基本理念

- ①暴力団と交際しない
- ②暴力団を恐れない
- ③暴力団に資金を提供しない
- ④暴力団を利用しない

安全で安心なまちづくりのために、暴力団排除活動を推進していきましょう。

問 田無警察署(☎042-467-0110)
◆危機管理室 田(☎042-438-4010)

協働事例集「協働への扉」を発行

行政と市民活動団体が協働で実施した事業の事例を紹介した、「協働への扉」を発行しました。

□配布場所 市民協働推進センターゆめこらぼ(イングリッシュビル1階)、協働コミュニティ課(保谷庁舎3階)
◆協働コミュニティ課 田(☎042-438-4046)



協働事例集(表紙)

平成25年度国民健康保険料の料率などが改定に

国民健康保険運営協議会で審議・答申された平成25年度の国民健康保険料の料率などの改定案が、3月の西東京市議会第1回定例会で右表のとおり可決・成立しました。

国民健康保険の財政運営は、被保険者の高齢化や医療の高度化により毎年保険給付費が増加している一方で、それに見合う保険料が確保できず、財源不足が続いているのが現状です。不足する財源を市の一般会計から赤字補てん(法定外繰入金)していますが、これ以上法定外繰入金を増額するのは難しく、保険料率などの改定で賄わざるを得ない状況にあります。加入者の皆さんにはご負担をお掛けしますが、厳しい財政状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。

改定内容の詳細については、市報5月1日号または市HPをご覧ください。
◆保険年金課 田(☎042-460-9822)

医療分

賦課項目	料率等		増減
	改定前	改定後	
①所得割額	賦課標準額 × 5.41%	賦課標準額 × 5.41%	(据え置き)
②均等割額	被保険者数 × 1万9,800円	被保険者数 × 1万9,800円	(据え置き)
③平等割額	1世帯当たり × 1万1,800円	1世帯当たり × 1万1,800円	(据え置き)
賦課限度額	50万円	51万円	+1万円

後期高齢者支援金等分

賦課項目	料率等		増減
	改定前	改定後	
④所得割額	賦課標準額 × 1.22%	賦課標準額 × 1.68%	+0.46%
⑤均等割額	被保険者数 × 6,500円	被保険者数 × 6,500円	(据え置き)
賦課限度額	13万円	14万円	+1万円

介護納付金分

賦課項目	料率等		増減
	改定前	改定後	
⑥所得割額	賦課標準額 × 1.64%	賦課標準額 × 1.64%	(据え置き)
⑦均等割額	第2号被保険者数 × 1万4,300円	第2号被保険者数 × 1万4,300円	(据え置き)
賦課限度額	10万円	12万円	+2万円